

会 議 録

1 会議名

第 44 回上越市美術展覧会 第 1 回運営委員会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項

（1）第 44 回上越市美術展覧会の開催計画（案）について（公開）

ア 会期・会場等について

イ 展示レイアウトについて

ウ 応募要項の変更について

エ 審査員の推薦と決定について

オ 作品鑑賞会の日程、講師について

カ 市展巡回展について

（2）その他（公開）

3 開催日時

平成 26 年 5 月 14 日（金） 午後 1 時 00 分から午後 2 時 20 分まで

4 開催場所

ミュゼ雪小町 多目的室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した委員（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

委 員：筑波 進（委員長）、洞谷 亜里佐（副委員長）、永野 ヒサ子、伊藤 将和、
松尾 大介、高石 次郎、小川 恵子、押木 秀樹、山田 真一、藤野 正二、
小林 利男、安部 泰、野崎 孝則、北嶋 祐子、大澤 幸子、丸山 淑、柴田 節子、
横山 純子、木村 信子（以上 19 人出席）

事務局：中野教育長、（生涯学習推進課）小林副課長、牛木係長、大坪主事、横尾主事

8 発言の内容

1 開会

- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 自己紹介
委員、事務局の順に自己紹介。
- 5 委員長あいさつ
- 6 協 議

(1) 第44回上越市美術展覧会の開催計画(案)について

ア 会期・会場等について

(事務局) : (資料2ページに基づき説明)

会期、開催会場及び各部門展示会場については前回の運営委員会にて決定したとおりである。開催時間、審査日、開場式・表彰式・意見交換会については未決定事項である。

(野崎委員) : 昨年度と会場が変わっている部門があるが、何か理由があるのか。それとも定期的に会場を回しているのか。

(事務局) : 昨年度のアンケート結果を反映した結果である。

(野崎委員) : より良い形にということか。

(事務局) : そうである。

イ 展示レイアウトについて

(事務局) : (資料3～6ページに基づき説明)

前回の運営委員会が出た意見を反映したものになっている。日本画のパネル数が少ないという意見があったため、枚数を増やした。

(委員長) : 全部門通じて、意見はあるか。

(委員一同) : 意見なし

ウ 応募要項の変更について

(事務局) : (資料7ページ～9ページに基づき説明)

昨年の要項から変更となる部分は、網掛けで示した。

出品票の張り付け位置についての記述は、特に中身の変更はないが、太字にすることで注意喚起をするものである。

出品作品の留意事項の部分について、これまでは事務局から受賞者に電話で確認をしてから提供をしていた。受賞者の連絡先を報道機関に情報提供する旨の了解をいただきたいという文言を新たに入れ込むこととしたい。

(委員長) : 出品規定に「ガラス額装は使用不可」とあるが、プラスチックは可能か。

(事務局) : プラスチックは使用可能である。

(伊藤委員) : 連絡先を報道機関に情報提供するとあるが、昨年度までは受賞者本人に連絡をし、了解を得てから情報提供していたのか。

(事務局) : そうである。受賞の連絡とあわせて電話確認を行っていたが、時間的なロスが生じていた。報道機関としては少しでも早く受賞者へのインタビューを行いたいが、本人から了解をいただかないと動けないという事情がある。報道機関へ早く知らせるためにも、このような記述を入れたい。

(伊藤委員) : これまで、受賞者への確認をした際に断られたことはあったか。

(事務局) : そのような事例はない。

(伊藤委員) : そうであれば問題ない。

(委員長) : 個人情報の問題であると思うが、「目的以外に利用しない」という旨の一言を入れたほうがよいのではないか。

(事務局) : 「目的以外に利用しない」という一言を入れ込むこととしたい。

(委員長) : 受賞者とは、市展賞の受賞者のことか。

(事務局) : そうである。

(伊藤委員) : 情報提供する際の名前は、作家名か、または本名か。

(事務局) : 例えば書道の場合、雅号と本名がある場合は両方を情報提供し、あわせて電話番号を伝えている。

(委員長) : 要するに、報道機関がいち早く本人と連絡をとれるよう、この一文で了承を得ておくということである。

(伊藤委員) : 報道機関が受賞者へ直接連絡をし、掲載するか否かはその時に受賞者に決めてもらうということか。

(委員長) : そうである。掲載したくない場合は、受賞者本人がそのように伝えるということによいか。

(委員一同) : 異議なし

(藤野委員) : 作品受付の際、担当する職員への規則的な説明が十分にされていないこ

とがあった。事前に注意事項を説明するための時間を作ってはどうか。

(委員長) : 説明は部門ごとにとということか。

(藤野委員) : できれば部門ごとがよい。部門ごとのルールを知らなかったためにルールに違反した作品を受け付けてしまった場合でも、受け付けた以上は審査をしなければならなくなる。

(委員長) : 写真部門の場合は、人物の肖像権の問題などもある。ただ、そういったことを説明して職員が対応できるかどうか。

(藤野委員) : 作品の大きさが規定内かどうか微妙なものもあると思う。

(事務局) : 作品の大きさが決まっているものについては、型を使用して判断している。職員で判断することが難しい作品については、その都度委員に確認している。

(藤野委員) : 写真部門の場合、映ってはいけない被写体が入っていた場合は受け付けなかったことがある。

(委員長) : それについては、あまり細かく注意する必要はないと思う。サイズについては受付で用意する型で判断すればよい。

(伊藤委員) : 出品規定に「ヒートンと紐を必ず付けてください」という記述があるが、作品の中には紐が弱かったり緩かったりするものが多々見受けられる。その場合、紐を締め直す作業が必要になってしまうため、紐について注意を促していただけるとありがたい。

(委員長) : 本来出品者がやるべきことを事務局でやるのは大変である。受付で確認をして、出品者へその場で直してもらうような指示をしたほうがよい。

(伊藤委員) : 紐が緩いと、掛けたときに傷んでしまったり、高さを合わせるのが大変だったりする。紐はきっちり付けてくださいという指示をしてほしい。

(事務局) : その指示は規定の中に文書として入れたほうがよいか。

(伊藤委員) : その必要はないと思う。受け付ける際にその場で言えば良い。

(事務局) : それでは、受け付けの際に紐が緩い場合は直してもらおうよう話をするようになりたい。

(事務局) : 先ほど藤野委員から写真の被写体についての話があったが、昨年、肖像権に触れる恐れがある作品の出品を取り下げてもらったことがある。もしそのようなことがあれば、事務局から委員に相談させていただいてよいか。

(委員長) : たとえば立ち入り禁止のところに入って撮った写真だからといって、出品者に責任を持ってくれと言う必要はないのではないか。それについてはわれわれが考える問題ではないと思う。

(事務局) : それでは、基本的に規定内であれば受け付けることとし、被写体については出品者の自己責任とするということによいか。

(委員一同) : 異議なし

エ 審査員の推薦と決定について

(事務局) : (資料 10～13 ページに基づき説明)

(委員長) : 審査謝礼の支払い方法は振り込みか。

(事務局) : 例年、振り込みである。交通費は審査日に現金で支払っている。

(委員長) : 可能であれば、謝礼も現金で支払ってはどうか。

(事務局) : それは可能である。

(小林委員) : 謝礼と交通費の支払い方法は統一したほうがよいと思う。

(事務局) : 交通費については審査員から事前に負担していただいていることから、当日現金で支払っている。支払方法を統一すべきということであれば、交通費に合わせて謝礼も現金で支払うようにするほうがよいと思う。謝礼・交通費ともに現金で支払うということによいか。

(伊藤委員) : 現金で支払うことは事務局として不安ではないか。事務局が面倒でなければよいが。

(高石委員) : これまで特に問題が起きていなければ、振り込みでよいのではないか。

(委員長) : 中には現金で受け取りたいという方もいる。審査員としても、その場でもらったほうが気持ちがいいと思う。今年は現金で支払うこととし、不都合があればまた考えればよいのではないか。

(事務局) : 事務局としては、審査日に多額の現金を持っているという不安はあるが、現金払いというご意見でお預かりする。どうしても不都合があればまた相談させていただきたい。

(安部委員) : 審査員の招聘可能なエリアの資料について、名古屋からのルートが長野経由となっているが、昨年名古屋から招聘した際は東京経由だったと思う。これはなぜ変更になったのか。

(事務局) : 東京経由も可能である。資料はあくまでも参考としてご覧いただきたい。

オ 作品鑑賞会の日程、講師について

(事務局) : (資料 14~15 ページに基づいて説明)

(委員長) : 解説謝礼の支払い方法は振り込みか。

(事務局) : これは振り込みでよいか。

(委員一同) : 異議なし

カ 市展巡回展について

(事務局) : (資料 16 ページに基づいて説明)

(委員長) : 説明内容について、意見はあるか。

(委員一同) : 意見なし

(2) その他

(事務局) : (運営委員会の今後の予定について資料 17 ページに基づいて説明)

(委員長) : 説明内容について、意見はあるか。

(事務局) : 応募要項について確認したい。修正箇所としては、出品規定の「ガラス額窓は使用不可」という部分に「プラスチック、アクリルは可」という文言を加えることと、留意事項の「連絡先を報道機関に情報提供」という部分に「市展以外の目的で使用しない」という文言を加える、という 2 点があった。正式な文言については委員長と事務局で協議し、委員長一任としてよいか。

(委員一同) : 異議なし

7 その他

(委員長) : その他、何か意見等はあるか。

(安部委員) : 市内の学校に対して、市展の案内はしているか。

(事務局) : 学校に対しては校長会で情報提供を行っている。また、町内会へのチラシ配布のほか、広報で周知を行っている。他にも周知方法があれば検討したい。

(安部委員) : 校長会で情報提供しているとのことだが、各学校の美術の先生あてに応募要項を送るなどしてはどうか。

(高石委員) : もし子どもたちからの出品を促すといった目的で送るのであれば、その旨を文書に入れて送ったほうがよい。

(事務局) : 要項を送付する際の添付文書に子どもたちからの出品をお願いしたい旨の文言を入れ込み、市内小中学校の美術の先生あてに送付したい。

(委員長) : 出品票の形について、票の縦幅を大きくしてはどうか。幅が狭いため、字が小さくなってしまう。

(事務局) : 形については今後検討する。

(事務局) : 市の総ざらいについてお話をさせていただく。現在、市ではすべての事業の見直しをかけている。市展も対象外ではなく、今後何らかの部分で変更を考えなければならない。については、今後、事務局で案を作成し、それに対してみなさんから意見を頂戴する場として、臨時運営委員会を開催したい。

(委員長) : 総ざらいは来年からか。

(事務局) : できることからというところである。

(委員長) : 審査員の招聘をやめる、巡回展をなくすといった、これまでの市展の形態を変えるような削り方はしてほしくない。

9 問合せ先

教育委員会 生涯学習推進課 社会教育係 TEL : 025-545-9245

E-mail : shakai@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。